

橿原市と奈良女子大学との協働連携に関する基本協定書

橿原市（以下、「甲」という。）と国立大学法人奈良女子大学（以下、「乙」という。）とは、甲乙双方の連携に関して、以下のとおり、連携協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協定により、大学の「知」を活かし、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携等を行う事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協力をを行う。

- (1) 歴史資源の活用に関する事項
- (2) 地域活性化（中心市街地活性化等）に関する事項
- (3) 地域産業の振興に関する事項
- (4) 人材育成に関する事項
- (5) 国際交流に関する事項
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要と認める事項

2 前項各分野において連携・協力を推進するにあたり、その方策等については、必要に応じて別途定める。

（秘密保持）

第3条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手側の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙の一方または双方から、書面により、協定の改廃の申し入れがないときは、令和4年4月1日から1年間更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

（細則）

第5条 甲および乙は、連携事業に伴う費用等、本協定に定めのない事項ならびに本協定の運用等に当たって生じた疑義に関する事項については、信義誠実の原則に従い、その都度協議するものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、双方が署名の上、各1通を保有する。

令和3年3月19日

橿原市八木町1-1-18
橿原市
市長



奈良県奈良市 北魚屋東町
国立大学法人奈良女子大学
学長

